

重要事項説明書

(居宅介護支援)

利用者： _____ 様

事業者： _____ 介護相談センターあやめ

居宅介護支援重要事項説明書

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、富山市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 中山会
主たる事務所の所在地	〒939-2252 富山市上大久保1570-1
代表者（職名・氏名）	理事長 中山 哲規
設立年月日	平成13年7月16日
電話番号	076-467-0031

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	介護相談センターあやめ	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒939-2252 富山市上大久保1308-2	
電話番号	076-461-5514	
指定年月日・事業所番号	平成26年 7月 1日指定	1670112760
管理者の氏名	松浦 博昭	
通常の事業の実施地域	大沢野地区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護（要支援）状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連結調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 居宅サービスの計画に位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求める事ができます。またサービス事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが出来ます。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。
- あなたが万が一入院されることがありましたら、入院先の医療機関へ担当介護支援専門員の氏名等をお伝えください。退院にあたり医療機関と連携を図りながらサービス調整を行います。

5. ケアプランのサービス利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

7. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者	1 人		1 人
介護支援専門員	1 人以上		1 人以上

8. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

※居宅介護支援の利用料に関しては別紙のとおりです。

9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名： _____

連絡先（電話番号）： 076-461-5514 _____

24時間連絡対応連絡先： 080-3723-5514 _____

11. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	苦情受付担当者（管理者）	松浦 博昭
	苦情解決責任者（統括施設長）	竹原 理史
	電話番号	076-461-5514

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	富山市介護保険課	電話番号 076-443-2041
	富山県国民健康保険団体連合会	電話番号 076-431-9827
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 076-432-3280 FAX番号 076-432-6532

12. 高齢者虐待防止

本事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) ご利用者様、及びご家族様より別紙のようなセクハラ行為や精神的、肉体的苦痛となるような暴言、暴力があった場合、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) ご利用者様は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由について説明を求める事ができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

1 4. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為に研修及び訓練を定期的実施します。

1 5. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務開催を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、以上のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 富山県富山市上大久保 1308-2

事業者（法人）名 医療法人社団 中山会

説明者名 介護相談センターあやめ

氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

利用者との続柄

居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	11,088円	無 料	11,088円
	要介護度3・4・5	14,406円		14,406円
居宅介護支援費（Ⅱ） 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護度1・2	5,554円		5,554円
	要介護度3・4・5	7,187円		7,187円
居宅介護支援費（Ⅲ） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,328円		3,328円
	要介護度3・4・5	4,308円		4,308円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,063円
入院時情報 連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院した際に、入院後当日以内に病院等の職員に対し必要な情報を提供した場合（営業外は翌日） （1月につき1回を限度）	2,562円
入院時情報 連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院した際に、入院後1日以上3日以内に病院等の職員に対し必要な情報を提供した場合 （1月につき1回を限度）	2,042円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から面談にて必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき3回を限度）	カンファレンス参加無 1回 4,594円 2回 6,126円 カンファレンス参加有 1回 6,126円 2回 7,657円 3回 9,189円

緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2, 0 4 2 円
ターミナル ケアマネジメント 加算	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、居宅を訪問してサービス調整を行い在宅で看取りをした場合	4, 0 8 4 円
通院時情報連携加算	病院等において医師の診察時、ケアマネジャーが同席し、医師又は歯科医師などに対して利用者の情報提供を行い、医師から必要な情報を受けた上で、ケアプランに記録した場合	5 1 0 円
特定事業所加算 （Ⅱ）	・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ※主任介護支援専門員とは別に配置が必要 ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。 ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ・当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 ・居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ・指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること。（1月に1回を限度） ・多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤング	4, 2 9 8 円

	ケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している事」を要件とするとともに、評価の充実を行う。 ・（主任）介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明記すること。 ・事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係わる要件を削除すること。 ・介護支援専門員が取り扱う 1 人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行うこと。	
--	---	--